

「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた 総合対策」の進捗状況

2019年4月

訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関する
ワーキンググループ

取組 1 : 日本への入国前の対応

【取組1-1】 在外公館等における旅行保険加入の促進

(外務省、観光庁)

取組のポイント

○ **日本入国前の段階で在外公館等において**、補償額や付帯サービスが十分な保険加入を勧奨し、また日本入国後にスマートフォン等により加入できる旅行保険の周知を行う。

従前の対応

○ **外務省のホームページ**で、訪日旅行者に向けたページの中に、旅行保険加入を勧奨する情報を掲載。

○ **各在外公館のホームページ**に旅行保険加入を勧奨する情報を発信するよう指示。

○ **在外公館に**、旅行保険加入を勧奨する**ポスターの掲示、チラシ配架**。(訪日旅行客数の多い20カ国・地域に対して実施。)

○ 各在外公館から**各国政府へ**、訪日外国人への保険加入を勧奨する案内を行うよう**働きかけ**。

○ **在日公館**に対して、旅行保険加入を勧奨する情報を発信するよう**要請**。(訪日旅行客数の多い20カ国・地域に対して実施。)

今後の対応

○ **外務省のホームページ**で、訪日旅行者に向けたページの中に、旅行保険加入を勧奨する情報掲載を継続する。

○ **各在外公館のホームページ**に旅行保険加入を勧奨する情報を発信するよう継続して指示する。

○ 主要在外公館(20カ国・地域)以外への**旅行保険加入勧奨ポスター掲示等の拡大**

○ 主要在日公館(20カ国・地域)以外への**情報発信の働きかけの拡大**

【取組1-2】観光客誘致活動を通じた海外旅行エージェントへの働きかけ等による外国人観光客の旅行保険加入の促進

(観光庁)

取組のポイント

○**日本入国前の段階**において、**観光客誘致活動を通じて**補償額や付帯サービスが十分な保険加入を勧奨し、また日本入国後にスマートフォン等により加入できる旅行保険の周知を行う。

従前の対応

○2017年度までは、国内施設での周知は行ってきたが、JNTOの現地ネットワークを活用したPRは十分に実施できていなかった。

○2018年度は、**JNTO海外事務所において、旅行保険加入勧奨チラシを配架**するとともに、**海外向けウェブサイトにおいても旅行保険加入を勧奨する情報を発信**した。



米国人向けWEB
サイト掲載



海外事務所窓口
にて配架



海外旅行博にて
配布

今後の対応

○海外において配布した旅行保険加入勧奨チラシからウェブサイトへ誘導されたページビュー数が多く、一定の効果が確認された。また、訪日外国人旅行者向けの実態調査においては、旅行保険の加入方法として「旅行代理店で購入する」の回答が多くなった。これらのことを踏まえ、**JNTOにおける保険加入の勧奨を継続・強化**する。

○具体的には、訪日外国人旅行者の旅行保険加入が促されるよう、新たにJNTOの旅行会社等の**事業者向けウェブサイトを活用した、保険加入の勧奨**を実施する等、取組を強化する。

○あわせて、**海外旅行博覧会や訪日促進イベント等**での旅行保険加入勧奨チラシの配布、**海外事務所での配架**、海外向け**ウェブサイトでの情報発信**を継続する。

【取組1-3】航空機内、クルーズ船内での旅行保険の宣伝等の検討

(観光庁、金融庁)

取組のポイント

○日本への移動中の段階において、保険加入を勧奨するため、飛行機内での保険宣伝等について、具体的な方法について検討する(保険加入の意思を持った者は、日本に入国後、スマホ等を使用して保険に加入可能)。

従前の対応

○2018年度は、航空機内やクルーズ船内での旅行保険加入勧奨について、課題の洗い出し、具体的な対応方法の検討を行った。

○当該検討を踏まえ、以下の取組を試験的に実施し、効果を検証した。

・日本行き国際線機内において、旅行保険加入勧奨チラシを乗務員から配付

(中国・香港・台北発路線 合計10,000枚)

・日本寄港クルーズ船において乗船時に旅行保険加入勧奨チラシを係員から配付

(中国発着路線 合計5,000枚)



クルーズ船旅客へのチラシ配付の様子

今後の対応

○2018年度の実証事業の結果を踏まえ、航空会社・クルーズ船会社の協力を得て、より効果的な旅行保険加入勧奨の方法について検討を行う。

【取組1-4】入国時における旅行保険加入の促進

(出入国在留管理庁、観光庁)

取組のポイント

○**日本入国時の段階**において、補償額や付帯サービスが十分な旅行保険加入を勧奨し、また日本入国後にスマートフォン等により加入できる旅行保険の周知を行う。

従前の対応

○**2018年度中**に、成田・羽田・関西・中部・福岡・新千歳・那覇空港の上陸審査場におけるモニター・サイネージの活用、旅行保険加入勧奨チラシの備付け等により、**入国後の旅行保険加入勧奨を実施**。

○成田・羽田・関西・中部・福岡・新千歳・那覇空港の上陸審査場等において、旅行保険情報も含め旅行者への安心・安全に係る情報を掲載した「**Safety Information Card**」を**設置**。



上陸審査場/
モニター



上陸審査場/
リーフレット設置



Safety
Information Card

今後の対応

○日本入国時におけるモニター・サイネージによる周知や旅行保険加入勧奨チラシ等からウェブサイトへ誘導されたページビュー数が多く、一定の効果が確認されたことから、**日本入国時における旅行保険加入勧奨を継続・強化**する。

○成田・羽田・関西・中部・福岡・新千歳・那覇空港の上陸審査場等における**サイネージを2019年度中に追加導入し、周知を強化**する。また、旅行保険加入勧奨チラシ、「Safety Information Card」の備付け等により、引き続き入国後の旅行保険加入を勧奨する。

※特定の損害保険会社に利益誘導しているかのような誤解を与えないよう配慮が必要。



上陸審査場/
モニター



上陸審査場/
サイネージ

【取組1-5】日本に関する外国語旅行ガイドブックにおける日本への旅行の際に旅行保険に加入することを勧奨する情報の掲載に向けた働きかけ

(観光庁)

取組のポイント

- 日本入国前の段階において、補償額等が十分な保険加入を勧奨し、また日本入国後にスマートフォン等により加入できる旅行保険の周知を行う。
- ガイドブックの他、訪日外国人が旅行前に閲覧すると思われるウェブサイト等においても周知を行う。

従前の対応

- 2018年度、JNTOの海外向けウェブサイト、訪日外国人旅行者向けアプリにて、旅行保険加入を勧奨する情報を発信した。



JNTO英語HPトップページ下部におけるバナー掲載

- JNTO海外事務所から主要ガイドブックの発行元に対して、訪日観光情報と合わせて旅行保険加入を勧奨する情報の掲載を働きかけた。

今後の対応

- JNTOの海外向けウェブサイト、訪日外国人旅行者向けアプリにおいて、引き続き旅行保険加入を勧奨する情報を発信する。
- ガイドブックの改訂時期はそれぞれ異なることから、引き続き、JNTO海外事務所から海外の主要ガイドブックの発行元及び主要旅行情報サイトに対して、旅行保険加入を勧奨する情報の掲載を働きかける。



ガイドブック 例

【取組1-6】その他到着後を含め、旅行保険加入を促進するための取組

(観光庁)

取組のポイント

- 日本入国後の段階**において、**訪日外国人との接点となりうる場所**にて保険加入を勧奨し、また日本入国後にスマートフォン等により加入できる旅行保険の周知を行う。
- 訪日外国人旅行者の**保険加入実態、医療機関受診状況について全国的に把握**する。

従前の対応

- 訪日外国人旅行者との接点となりうる場所**において、旅行保険加入を勧奨する情報及び日本入国後に加入できる旅行保険の情報を発信した。

- ・観光案内所
- ・宿泊施設
- ・旅行会社
- ・有料Wi-Fiレンタル利用者



Wi-Fiルーターセットへのチラシ封入

- 上記情報の発信に当たっては、従前の旅行保険加入勧奨**チラシ**を**外国人目線でより分かりやすい内容に改訂**するとともに多言語化を実施した。

- クルーズでの入国者も含めた**訪日外国人旅行者の旅行保険加入実態、医療機関受診状況、旅行保険加入勧奨プロモーションの効果について、実態把握のための調査**を実施した。

- 宿泊施設利用者の医療費をカバーする保険について、宿泊業界に向けて周知**を実施した。

今後の対応

- 旅行保険加入勧奨プロモーションの効果検証において、日本入国後でも加入できる保険の周知や保険加入の意向確認に関して一定の効果が見られたことから、**引き続き、日本入国後の段階においても旅行保険加入促進の取組を強化・継続**する。

- 特に訪日外国人との接点となりうる場所においては、より多くの箇所において、旅行保険加入勧奨チラシの配布等により、**旅行保険加入を勧奨する情報、日本入国後に加入できる旅行保険の情報を発信**する。

(例)

- ・観光案内所
- ・宿泊施設
- ・旅行会社
- ・空港ビル内
- ・レンタカー貸出カウンター 等



- 旅行会社や宿泊施設等の関係機関の協力を得て、訪日外国人旅行者の旅行保険加入状況、医療機関受診状況等の**実態把握のための調査**を実施する。

- 宿泊施設利用者の医療費をカバーする保険について、引き続き宿泊業界に向けて周知**する。

【取組1-7】妊娠・出産で医療を必要とする場合の対応

(厚生労働省、観光庁、金融庁)

取組のポイント

- 訪日外国人が受ける周産期医療の実態調査を行った。
- 実態調査の結果を受け、民間保険会社の商品開発の検討に必要な情報を提供する。

従前の対応

- 全国の総合・地域周産期母子医療センターの実態調査結果を集計、報告書として公開した。

今後の対応

- 実態調査の結果に基づき、民間保険会社に対し、商品開発の検討に必要な情報を提供する。
- 仮に民間保険会社において商品の開発が可能な場合は、観光庁は、実態調査の結果に基づき、商品の開発が可能な場合は、保険加入勧奨チラシ等を活用し当商品のPRに協力する。
- 同時に、現状においては、周産期医療が旅行保険の適用範囲外であり、医療費が高額となる可能性もあることについて、観光庁が外国人旅行者に対する周知を図る。

【取組1－8】日本に関する外国語旅行ガイドブックにおける医療に関する正確な情報の掲載に向けた働きかけ

取組のポイント

(観光庁、厚生労働省)

○**入国前に、我が国の医療の正しい情報を発信**することで、訪日外国人旅行者が訪日中に不慮の怪我・病気になっても安心して日本の医療サービスを楽しむことができるようにする。

従前の対応

○2018年度中に、厚生労働省において、海外の訪日旅行ガイドブックで発信すべき日本の医療の正しい情報、望ましい記載について検討し、観光庁に情報提供した。

○観光庁において、JNTO海外事務所等を通じて、**海外の訪日旅行ガイドブック発行元に対して、日本の医療の正確な情報や適切な記載例の情報**を提供した。
(【取組1－5】と併せて実施)

○2018年度、JNTOの海外向けウェブサイト、訪日外国人旅行者向けアプリにて、**旅行保険加入を勧奨する情報を発信**した。



JNTO英語HPトップページ下部におけるバナー掲載

今後の対応

○ガイドブックの改訂時期はそれぞれ異なることから、JNTO海外事務所から海外の主要旅行ガイドブックの発行元や主要な旅行情報サイトに対して、引き続き、**日本の医療の正確な情報を提供し掲載を働きかける**。
(【取組1－5】と併せて実施)



ガイドブック 例

○JNTOの海外向けウェブサイト、訪日外国人旅行者向けアプリにおいて、引き続き**旅行保険加入を勧奨する情報を発信**する。

【取組1-9】感染症対策の強化

取組のポイント

○外国人観光客増加に伴う**感染症対策の強化**を図る。

従前の対応

【入国前の対策】

○ 関係省庁と連携し、海外からの訪日客に対する**結核の入国前スクリーニングを導入・実施**に向けて準備・調整を行っている。

【入国時の対策】

- 主要空港等における航空機の到着便の増加等に対応するために、**検疫対応職員の増員**を図った。
- 検疫所における感染拡大防止のためのサーモグラフィー等の**物的体制の整備**を行った。

【国内対策】

- **定期の予防接種を推進**する。また、国民に広く普及性のあるアニメキャラクター等を起用した広報を行う等、感染予防、感染拡大防止の対策や知識の**普及啓発**を行った。
- 海外からの輸入症例対策として、例えば麻しんについては、外国人観光客と接触する可能性の高い**空港職員等や患者と接触する可能性のある医療関係者に対し、抗体検査や予防接種の推奨**に向けて調整を行っている。



(厚生労働省)



今後の対応

【入国前の対策】(すみやかに実施)

○ 引き続き、関係省庁と連携し、海外からの訪日客に対する**結核の入国前スクリーニングの導入・実施**に向けて準備・調整を行う。

【入国時の対策】(2020年大会まで継続して実施)

○ 引き続き、検疫所における体制整備等を行う。

【国内対策】(2020年大会まで継続して実施)

- 引き続き、**定期の予防接種を推進**する。また、感染予防、感染拡大防止の対策や知識の**普及啓発**を、医療機関をはじめ宿泊業・旅行業・飲食業その他のサービス業に対して行う。
- 調整が整い次第、海外からの輸入症例対策として、**空港職員等や患者と接触する可能性のある医療関係者に対し、抗体検査や予防接種の推奨**を行う。

取組 2 : 日本への入国後の対応

【取組2-1】今後の地域ごとの医療機関の外国人受入能力の向上支援の枠組み・進め方の整理

(厚生労働省、観光庁、経済産業省)

取組のポイント

- 「外国人観光客の医療等の実態」及び「医療資源における外国人観光客受入能力の現状」について、**厚生労働省・観光庁が、2018年度の同時期に実態調査を行い(秋頃目途)、WGに報告する。**
- 医療渡航については、引き続きMEJによる調査を通じて実態把握に努める。
- 地域ごとに**重症例を中心に外国人観光客受入の拠点となる医療機関(歯科を含む。以下同じ)と、軽症例の受入が可能な医療機関を選定**し重点的に支援することを基本に、「今後の地域ごとの医療機関の**外国人受入能力の向上支援の枠組み・進め方**」を、**厚生労働省が2018年度内に提示**する。(その後、継続的に見直し)

従前の対応

- 2018年度、厚生労働省と観光庁が実態調査を実施した。**
 - 訪日外国人旅行者向け調査(保険加入・医療機関受診の状況)
 - 医療機関向け調査:
 - ・外国人患者数、うち訪日外国人患者数
 - ・医療コーディネーター、医療通訳、タブレット端末の配置状況
 - ・現金以外の決済方法の導入状況
 - ・未収金対策等
 - 旅行団体、宿泊団体向け調査:
 - ・旅行保険加入の周知状況
 - ・外国人旅行者の疾病・怪我の発生状況
 - ・外国人患者に対する対応、医療機関との連携方法
 - ・外国人患者の治療費の支払い状況/方法等
- 医療渡航については、引き続き、MEJによる調査を実施。
- 調査結果を踏まえ**外国人受入能力の向上支援の方針を策定し提示。**
 - ・都道府県ごとに、**重症例を中心に外国人観光客受入の拠点となる医療機関と、観光スポットなどがある地域で軽症例の受入が可能な医療機関を選定**することが基本。2018年度に「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選定を都道府県に依頼した。
(2019年ラグビーワールドカップや2020年オリンピック・パラリンピックの開催地や、訪日外国人が多い医療圏を優先づけ)
 - ・「外国人患者受け入れ体制が整備された医療機関」「訪日外国人旅行者受入可能な医療機関」「Japan International Hospitals」について、情報提供のあり方を再整理し、これらの情報を訪日外国人旅行者にとって、より利便性の高い医療機関情報として一元化する方向性を確認した。
(厚生労働省の「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」や厚生労働科学研究等の場で、医療・観光業界や、自治体等から広く意見を聞きながら策定)

今後の対応

- 医療機関や地域の課題の協議及び整備方針に活用頂くため、**実態調査の結果をWGに報告し、また広く関係機関に周知する。**
- 今年度、厚生労働省及び観光庁が**実態調査を実施しWGに報告する。**
- 関係省庁が連携して、一元化した、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリストを公開し、訪日外国人旅行者や観光関連事業者等へ周知する。具体的には**都道府県単位で1カ所以上、入院を要する外国人の救急患者に対応可能な医療機関と、全ての医療圏で外国人患者を受け入れ可能な医療機関(診療所・歯科診療所を含む)が選定された後、これをとりまとめ周知する。**

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出要件

 - (1) 都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関
 - (2) 全ての医療圏を対象に、2次医療圏単位で「軽症例を受入可能な医療機関(診療所・歯科診療所も含む)」

特に、ラグビーW杯、オリンピック・パラリンピックの開催地及び訪日・在留外国人観光客の多い医療圏等に該当する医療圏からの選出は、速やかな選出が望ましい。
- 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」については、厚生労働省の**ウェブサイト及び観光庁(日本政府観光局)ウェブサイトに掲載し、広く情報提供する。**

【取組2-2】観光の振興に主体的に取り組む地域ごとの多様な関係者による情報共有と連携の仕組みの構築に向けた支援

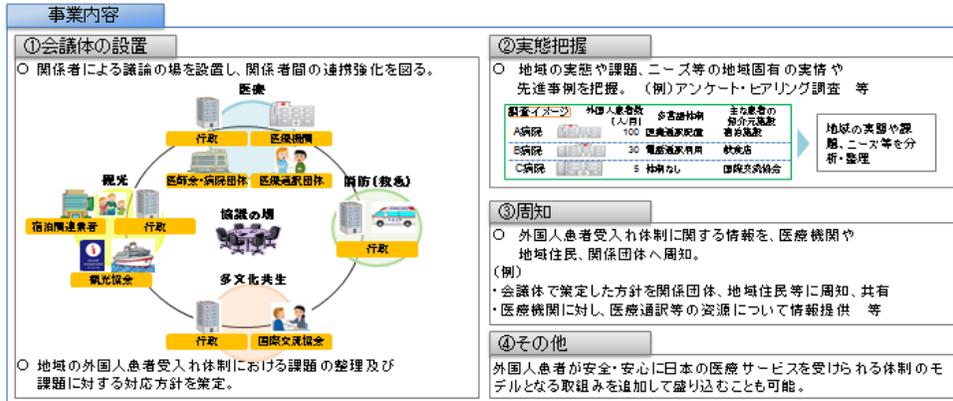
(厚生労働省、観光庁(出入国在留管理庁、外務省、消防庁))

取組のポイント

- **対策協議会の設置**など、行政、医療機関等(歯科・薬局を含む)や消防(救急)、国際交流協会、旅行業者、宿泊事業者等の**多様な関係者が連携するモデル事業**を行う。
- モデル事業の成果を横展開する。

従前の対応

- **2018年度**は、厚生労働省において**試行的に、地域における関係者の会議体の設置や実態把握等の初期的な対応を支援**した。
 - 5都道府県(北海道・東京都・三重県・京都府・大阪府)で実施。
 - 各都道府県において、検討会議を実施し、地域の実情に応じた調査を行い、対応を行った。



今後の対応

- 今後、厚生労働省は、2018年度に実施したモデル構築事業の成果をとりまとめ、全都道府県に情報提供する。
- 2019年度は、**各都道府県において医療機関からの相談にワンストップで対応**するために、「都道府県単位の医療・観光等ワンストップ事業」を実施する予定。
- 厚生労働省、観光庁等の関係省庁は、**都道府県の関係部局や、関連団体が本事業に参加するよう協力**。

都道府県単位の医療・観光等連携ワンストップ対応

- 都道府県に、地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議などを行う。
- 都道府県に、医療機関等から寄せられる様々な相談にも対応できるワンストップ窓口を設置する。



【取組2-3】外国人観光客の速やかな搬送に向けた、救急搬送と搬送先医療機関における連携の確保

(厚生労働省、消防庁)

取組のポイント

○外国人観光客の速やかな搬送に向け、**救急搬送と搬送先医療機関における連携の確保**を図る。

従前の対応

救急搬送と搬送先医療機関における連携の確保のため、次の取組を行う。

- ・都道府県及び消防本部に対し、**拠点となる医療機関等の情報**について、メディカルコントロール協議会等を通じて**消防機関と医療機関で情報共有**することを促す。(都道府県ごとの外国人観光客受入拠点医療機関の**選定後、可及的速やかに通知**する。)
- ・救急搬送における外国人傷病者との円滑なコミュニケーションのため、多言語音声翻訳アプリ「**救急ボイストラ**」等の**活用を促進**する。(2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向け、**約60%の普及**を目指す。)

今後の対応

- 都道府県毎に「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」が選定された後、これを取りまとめ、**全国に通知**する。
- 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」については、**厚生労働省のウェブサイト**をはじめ、観光庁や自治体にも、広く情報提供する。
- 多言語音声翻訳アプリについては、引き続き、普及促進を行うとともに、導入状況等を調査する。(平成30年12月31日現在の普及率は約52%。)

【取組2-4】基本的対応について整理したマニュアルの整備・周知

(厚生労働省、外務省)

取組のポイント

○厚生労働省が**医療機関及び都道府県向けのマニュアル**を作成し、医療機関及び都道府県に周知する。

従前の対応

○**2018年度末まで**に、「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」等での議論を経て、**医療機関向けのマニュアルを作成した**。

- ＞ マニュアル中の主な記載事項
 - 医療費概算の事前提示
 - 医療紛争の事前防止
 - ① 受付対応から帰国までの対応を考慮した組織体制
 - ② 各種書類の整備とインフォームド・コンセント
 - ③ 医療費に関するトラブル対策
 - 文化・習慣の相違に配慮した診療上の留意点
 - 公的機関・観光関連産業等の外部機関との連携・協力

1. 目的	23. 1. 外国人患者の対応可能な言語や来院目的の解説
第1章 外国人患者に関する制度	23. 2. 外国人患者が受診するための言語を解説する
1. 1. 医療機関における外国人患者受入れ体制整備の重要性	23. 2. 2. 診療申込書の記入依頼と必要情報の収集
1. 1. 1. 外国人患者の受け入れ体制	23. 2. 3. 海外旅行保険やその他の海外の民間保険を保有している場合の保険情報の確認
1. 1. 2. 外国人患者受入れ体制の整備	23. 2. 4. 文通に関する事前説明
1. 1. 3. 外国人患者に関する取組の成果	23. 2. 5. 医療費概算の算出および提示
2. 医療費(セグ)	23. 2. 6. 支払い方法や患者の言葉の確認およびアポイント(予約)の調整
3. 以上の医療機関の紹介	23. 2. 7. 診療費の作成依頼・確認
4. 海外旅行保険	24. 検査・診断・治療の理由
5. 外国人患者受入れ医療機関	25. 入院・退院の準備
6. 医療機関の概要(メニュー)集集、保証制度	26. 診療費の作成、支払い
7. 対応体制	27. 医療費の請求、支払い
第2章 外国人患者の受入れ体制の体制整備	28. 患者情報の管理
8. 緊急対応策	
9. 外国人患者の受入れ体制に関する連絡調整体制の決定	
10. 医療費の提示	
11. 医療費概算の算出方法	
12. ショッピング対応	
13. 通訳体制の整備	
14. 簡易文書の多言語化	
15. アポイントの整備	
16. 院内環境の整備	
17. 宗教、習慣上の対応	
18. 言語障壁の克服、協力	
19. 感想	
20. 外国人患者受入れ医療コーディネーター/担当者・部署の設置	
21. 情報連携	
22. 医療従事者	
第3章 患者対応	
23. 受付の準備	

今後の対応

○ 厚生労働科学研究「外国人患者の受入環境整備に関する研究」の研究班が作成し、「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」で了承を得た「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」を厚生労働省のウェブサイトで公開するとともに、**地域における有効活用を図るため、関係機関を通じて周知する**。

○ 2019年度に都道府県単位で行う「地域における外国人患者受入体制のモデル事業」を同研究班が調査し、具体的な課題を抽出した上で**都道府県マニュアルの作成および医療機関向けマニュアルを更新する**。

【取組2-5】医療コーディネーターの養成・医療関係者等の研修強化

(厚生労働省)

取組のポイント

○コーディネーターに求められる役割を整理し、コーディネーター研修への補助を行う。

従前の対応

○「訪日外国人旅行者に対する医療の提供に関する検討会」で議論し、コーディネーターの役割を整理した。

外国人患者受入れ医療コーディネーターの役割、業務、求められる役割

外国人患者が医療機関を訪れた際、当該医療機関内における一連の手続きをサポートし、必要に応じて他の医療機関を紹介する等、円滑な医療提供体制を支える潤滑油的役割を担う調整役



今後の対応

○「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」において整理された外国人患者受入れ医療コーディネーターの役割を反映し、2019年度に「外国人患者受入れ医療 コーディネーター等養成研修」を実施する。

【取組2-6】症状や緊急性に応じた通訳とICTツール活用の役割分担や、それぞれの整備方針の整理

(厚生労働省)

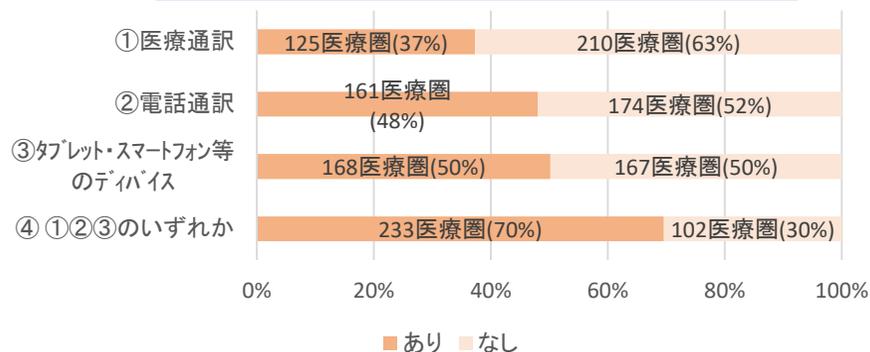
取組のポイント

- **医療通訳の各手法**(①通訳者の医療機関への配置、②遠隔通訳、③タブレット等のデバイスの使用)の**役割分担及び整備方針**を取りまとめ、医療機関に周知する。希少言語の通訳の整備方針もあわせて検討する。

従前の対応

- 医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査で**医療通訳に関する実態を把握した**。

2次医療圏毎の整備状況



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(平成31年3月)

- 「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」等において、
 - ①通訳者の医療機関への配置
 - ②遠隔通訳
 - ③タブレット等のデバイスの使用といったそれぞれの**医療通訳の手法について、特徴を議論**するとともに、希少言語の通訳を含めて、その整備方針も検討し、【取組2-4】で作成する**マニュアルに記載した**。

今後の対応

- 【取組2-1】で実施された実態調査の結果を**医療機関や地域における課題協議の場等で活用**できる様にすべく、**都道府県に周知**する。
- 「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」で整理された、**様々な形態の医療通訳や翻訳デバイスの特徴・整備方針**を【取組2-4】の**マニュアルをもって関係機関等に周知**する。
- 2019年度に、
 - ・ **希少言語も含めて対応可能な遠隔通訳サービスの提供**
 - ・ **翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等の配置等**の取組みを通じて、環境を整備する。
- 上記の方針も踏まえ、引き続き、医療機関の通訳サービス利用の支援を行っていく。

【取組2-7】医療通訳者の養成(例えば技能の認定)・確保・配置の考え方の整理

(厚生労働省)

取組のポイント

- 2017年度から研究を進めている **医療通訳の認定制度** について検討し、**2019年度に試行する**。
- 医療通訳者の確保・配置の考え方について整理する。

従前の対応

- 平成30年厚生労働科学研究「医療通訳認定の実用化に関する研究」において、これまでの研究結果に基づき、医療通訳の教育カリキュラムや研修テキスト、**医療通訳の認定制度の実施要綱が作成された**。
- 上記の検討結果も踏まえながら、「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」で議論を行い、**医療通訳者の確保・配置の考え方について整理した**。

今後の対応

- 2018年度に実施された研究の成果を活用し、2019年度は、**医療通訳の認証制度が開始されることが期待される**。
- 「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」で整理された、**様々な形態の医療通訳や翻訳デバイスの特徴・整備方針**を【取組2-4】の**マニュアルをもって関係機関等に周知**する。

【取組2-8】医療分野における多言語音声翻訳技術をはじめとするICT技術の更なる高度化

(総務省)

取組のポイント

- 医療分野における多言語音声翻訳技術の活用を見据え、更なる高度化を図る。

従前の対応

- 「グローバルコミュニケーション計画」(平成26年4月総務省発表)に基づき、平成27年度から5年間の計画で取り組んでいる多言語音声翻訳技術の研究開発について、医療分野における多言語音声翻訳技術の活用を見据えた実証を通じて高度化を図っている。
- 翻訳精度の更なる向上等を図るため、AI技術の一つであるディープラーニングの導入を加速化すべく、平成29年度補正予算により、必要な計算機設備等を国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)に整備している。

今後の対応

- 「グローバルコミュニケーション計画」に基づき、平成27年度から5年間の計画で取り組んでいる多言語音声翻訳技術の研究開発について、引き続き、医療分野における多言語音声翻訳技術の活用を見据えた実証を通じて高度化を図る。
- 翻訳精度の更なる向上等を図るため、AI技術の一つであるディープラーニングの導入を加速化すべく、引き続き、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)における必要な計算機設備等の活用を進める。

【取組2-9】受付から支払までの流れを一貫して支援することが可能な翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等の整備

(厚生労働省、(総務省))

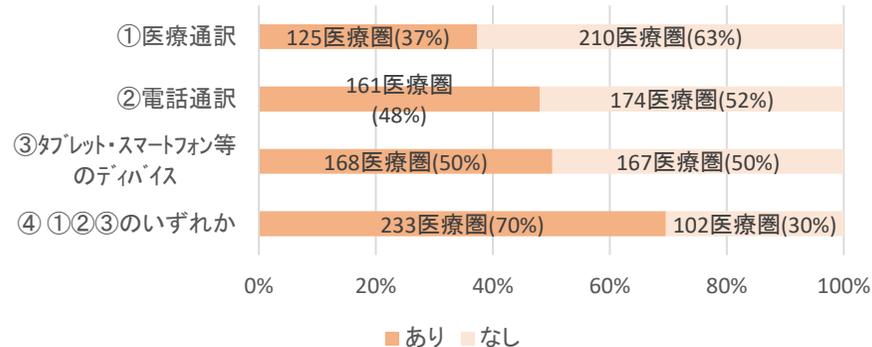
取組のポイント

○受付から支払まで外国人観光客の医療機関における流れを一貫して支援することが可能な**翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等の配置を支援**する。

従前の対応

○2018年度は「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」を通じて、**全国の病院におけるタブレット等の配置状況を調査した。**

2次医療圏毎の整備状況



データ出典:厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(平成31年3月)

○受付から支払までの流れを一環して支援できるようにするため、総務省は、受付、翻訳、決済等に係る**アプリ、システムの開発を行う企業との取り持ち**等の協力をを行った。

今後の対応

○2019年度は、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の一部に、**翻訳・ICT技術に対応したタブレット端末等の配置を支援**する。

○引き続き、受付から支払までの流れを一環して支援できるようにするため、総務省は、受付、翻訳、決済等に係る**アプリ、システムの開発を行う企業との取り持ち**等の協力を行う。

※ 医療機関向けに特化した製品が市販化(2製品)。その他、汎用的な翻訳製品も複数市販されている状況。

【取組2-10】円滑な支払の確保(キャッシュレス決済比率向上への環境整備、医療費前払いによる支払方法の提示)

(経済産業省、厚生労働省、観光庁)

取組のポイント

- キャッシュレス社会の実現に向け、平成30年夏に産官学から構成される「**キャッシュレス推進協議会**」を設立し、オールジャパンの取組として産学官が連携した行動を開始する。
- 医療費の前払い**については、医療機関向けマニュアルに記載し、周知する。

従前の対応

【キャッシュレス決済比率向上への環境整備】

【経済産業省】

- 産学官から構成される「**(一社) キャッシュレス推進協議会**」を設立し、キャッシュレス環境整備のための恒常的な議論を開始した。

＜協議会の概要＞

会員構成：支払サービスに関連する団体・企業、有識者、関係行政機関等
設立時期：2018年7月2日
活動内容：キャッシュレス普及に向けた周知活動、QRコードの標準化に関する検討、自動サービス機におけるキャッシュレス普及促進の検討（医療機関を含む）、消費者・事業者調査、キャッシュレス統計調査等

【厚生労働省】

- キャッシュレス比率の向上のためにキャッシュレス推進協議会で得られた知見のうち、医療機関の取り組みに資するものについて【取組2-4】で作成するマニュアルに記載し、医療機関に周知を行う。
- 支払い手段の導入支援については、【取組2-1】で行う実態調査の結果も踏まえ検討する。

【観光庁】

- キャッシュレス決済環境も含む受入環境整備に関する訪日外国人旅行者の意見を調査し、関係省庁に共有した。

【医療費前払いによる支払方法の提示】

- 【取組2-4】により厚生労働省が作成するマニュアルにおいて、医療機関が医療費を診察開始前に受領すること（前払い）を妨げる規定はないことを記載する。

今後の対応

【キャッシュレス決済比率向上への環境整備】

【経済産業省】

- 医療機関におけるキャッシュレスの普及
キャッシュレス推進協議会において、日本医師会等とも連携しながら、「**医療機関等におけるキャッシュレス普及促進に関するプロジェクト（仮称）**」を設置し、検討を開始する。
- プロジェクトでの検討・実施事項
医療機関における未導入要因の調査・対応策の検討、医療機関に対する説明会等（キャッシュレス決済手段の紹介）、調剤薬局等への展開可能性の検討

【厚生労働省】

- キャッシュレス比率の向上のためにキャッシュレス推進協議会で得られた知見のうち、医療機関の取り組みに資するものについて【取組2-4】で作成するマニュアルに記載して、医療機関に周知を行う。
- 支払い手段の導入支援については、【取組2-1】で行う実態調査の結果も踏まえ検討する。

【観光庁】

- 引き続き、キャッシュレス決済環境も含む受入環境整備に関する訪日外国人旅行者の意見を調査する。

【医療費前払いによる支払方法の提示】

- 【取組2-4】により厚生労働省が作成するマニュアルにおいて、医療機関が医療費を診察開始前に受領すること（前払い）を妨げる規定はないことを記載して、医療機関に周知を行う。

【取組2-11】通訳等の附帯サービスの上乗せを含めた自由診療である外国人観光客向け医療に関する価格の合理的な設定方法の提示

(厚生労働省)

取組のポイント

- 厚生労働科学研究の研究結果に基づき、自由診療である外国人観光客向けの医療に関し、**通訳等の附帯サービスの上乗せを含め価格の合理的な設定方法を提示**する。
- その際、公正取引委員会と必要な調整を行うとともに、社会医療法人等に係る医療税制との関係を整理する。

従前の対応

【外国人患者に対する適切な診療価格】

- 厚生労働科学研究班が**訪日外国人に対する適切な診療価格のあり方を研究し、「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」に研究結果が報告され、整理された。**

◆研究結果の要点

- 一般に、診療価格は、ある医療機関において、個別の患者ごとに算定する“個別患者毎の価格”と、当該医療機関においてある疾病をもつと想定される、標準的な患者に算定する“標準価格”の2つがある。
- 上記を算出する方法として、具体的には、
 - 詳細に医療費の計算する方法として、患者単位で、患者の疾病や重症度に応じた診療コスト(原価)を積算すること
 - 医療機関における医療事務の負担軽減のため、医療機関単位で、収益のバランスがとれるように、訪日外国人患者に関わる全体収支へ配慮し、診療報酬表を参照価格として、倍数計算することが考えられる。
(上記の組み合わせやその他の手法で請求することも考えられる)

【税制】

- 2018年度に「訪日外国人に係る、社会医療法人等に対する認定要件(診療費要件)の見直し」について税制改正要望を行い、長期的検討課題として扱われた。

今後の対応

【外国人患者に対する適切な診療価格】

- 2019年度は、厚生労働科学研究における**訪日外国人に対する適切な診療価格のあり方**の研究結果を【取組2-4】の**マニュアルに記載**する。
- その後も、同研究による価格設定に関する**調査を継続**し、同マニュアルに記載された**研究結果を更新**する。

【税制】

- 医療機関における訪日外国人の診療価格等に係る情報を収集し、関係団体とも協議し、2019年度に税制改正要望への対応を検討する。

【取組2-12】外国人観光客に対する応召義務の考え方の整理と関係者への周知

(厚生労働省)

取組のポイント

- 外国人観光客に対する応召義務の考え方を2018年度末までに整理し、その内容について関係者への周知を図る。

従前の対応

- 今年度立ち上げた研究班「医療を取り巻く状況の変化等を踏まえた医師法の応召義務の解釈についての研究」において、外国人観光客に対する応召義務の考え方について整理を行っているところである。

今後の対応

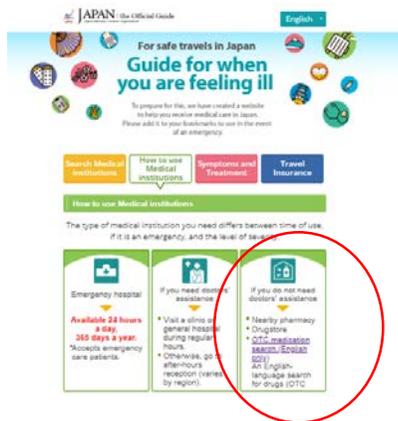
- 2019年夏頃までに研究報告書がまとめられる予定であり、厚生労働省としては、当該報告書の内容を踏まえた応召義務の解釈にかかる通知を発出し、都道府県や関係団体宛周知を図るものとする。

取組のポイント

○JNTO等のウェブサイト上に、多言語で薬剤の情報サイトへのリンクを掲載するとともに、薬局、店舗販売業等での活用に向けたマニュアルの整備を行う。

従前の対応

○2018年度に、JNTOの海外向けウェブサイト上に薬剤の情報サイトへのリンクを掲載し、訪日外国人旅行者に向けて情報を発信するとともに、宿泊施設・旅行者等の観光関係事業者に対し周知した。



○当該ウェブサイトに関して、多言語での使用ガイドが作成されたことから、薬局、店舗販売業等においても活用可能である旨、周知を行った。

今後の対応

○JNTO海外向けウェブサイトに掲載した薬剤の情報サイトへのリンクについて、引き続き、訪日外国人旅行者に向けて情報を発信するとともに、宿泊施設・旅行者等の観光関係事業者に対して活用を促す。

【取組2-14】近隣の外国人旅行者受入れ医療機関に関する情報、ワンストップ窓口の連絡先等を日本政府観光局(JNTO)等のウェブサイト上で多言語で確認できる仕組みの構築

(観光庁、厚生労働省)

取組のポイント

○外国人旅行者が日本全国どこでもスムーズに医療機関にアクセスできるよう、関連自治体へ働きかけながら、**外国語診療が可能な訪日外国人旅行者受入れ医療機関に関する情報をさらに充実**させる。

従前の対応

- 地域的な偏在を解消するべく、**2018年度に「訪日外国人受入可能な医療機関」の追加選定**を行う(医療機関数:2017年度末約1260⇒2018年度末約1600)とともに、既存の選定医療機関についても最新の情報に更新した。
- JNTO海外向けウェブサイト上に掲載している医療機関情報について、検索機能を拡充するとともに、サーバー機能強化によりページを開く際のスピード改善を図った。
- 以上の取組について、**2018年度中にJNTOウェブサイト上で公開・発信**するとともに、宿泊施設・旅行業者等の観光関係事業者に対して活用を促した。
- 「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」「訪日外国人旅行者受入可能な医療機関」「Japan International Hospitals」について、情報提供のあり方を再整理し、これらの情報を訪日外国人旅行者にとって、より**利便性の高い医療機関情報として一元化する方向性を確認**した。

今後の対応

- 2018年度に整理した考え方に基づき、2019年度は、**厚生労働省と観光庁が協力し、各都道府県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を「医療機関リスト」としてとりまとめる**。
- 一元化した「医療機関リスト」をJNTO海外向けウェブサイトにおいて公開し、**訪日外国人旅行者に向けて情報を提供**するとともに、**宿泊施設、旅行業者等の観光関係事業者に対して活用を促す**。

【取組2-15】医療紛争の防止に向けた取組の検討

(厚生労働省)

取組のポイント

- 医療機関向けのマニュアルの中に、**医療紛争を防止するための取組を記載**する。

従前の対応

【医療紛争の防止】

- 2018年度末までに作成予定の医療機関向けのマニュアル（【取組2-4】）に、**医療紛争を防止するための取組案を記載した**。
 - ＞ マニュアル中の記載事項
 - 医療紛争の事前防止
 - ① 受付対応から帰国までの対応を考慮した組織体制
 - ② 各種書類の整備とインフォームド・コンセント
 - ③ 医療費に関するトラブル対策

今後の対応

【医療紛争の防止】

- 【取組2-4】のマニュアルに記載された医療紛争を防止するための**取組事例を更新する**。

【取組2-16】国における府省横断的な情報共有と連携の仕組みの構築

(厚生労働省、観光庁(関係省庁))

取組のポイント

- 健康・医療戦略推進本部(本部長:内閣総理大臣、本部員:全国務大臣)の下に設置した「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」で議論を行い、実態把握と取組の改善(PDCA)を府省横断的に取り組む。

従前の対応

- 【取組2-1】に記載した外国人観光客や医療資源に関する調査を実施し、2019年3月に結果を公表した。
- 現段階で認識されていない課題の洗い出しや新たな課題への対応策の検討等を含めて、引き続き本ワーキンググループでの議論を行い、実態の継続把握と改善(PDCA)に府省横断的に取り組む。

今後の対応

- 引き続き【取組2-1】に記載した外国人観光客や医療資源に関する調査を実施し、実態把握を行う。
- 現段階で認識されていない課題の洗い出しや新たな課題への対応策の検討等を含めて、引き続き本ワーキンググループでの議論を行い、実態の継続把握と改善(PDCA)に府省横断的に取り組む。

取組 3 : 日本に再入国する場合の対応

【取組3】過去に医療費の不払等の経歴がある外国人観光客に対する入国審査の厳格化

(出入国在留管理庁、厚生労働省)

取組のポイント

○過去に医療費の不払い等の経歴のある外国人観光客に対し厳格な審査を実施することにより、新たな医療費の不払いの発生を抑止する。

従前の対応

○「医療機関における外国人患者受入れに係る実態調査」を全国の病院に発送し、医療費不払いの実態を調査した。

今後の対応

○ 不払い等の経歴がある外国人観光客に係る情報を出入国在留管理庁に通報し、上陸審査に活用する体制を構築すべく、厚生労働省において以下の諸課題を検討し、出入国在留管理庁と協議する。

- ① 通報手順の整理
- ② 医療機関に対する周知